

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 政策総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

規 則

- 規則第23号 宇治市介護保険規則の一部を改正する規則
 (介護保険課) …2
- 規則第24号 宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営
 に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
 (介護保険課) …2

告 示

- 告示第97号 市道路線の認定..... (建設総務課) …2
- 告示第98号 市道路線の区域の決定..... (建設総務課) …2
- 告示第99号 市道路線の供用の開始..... (建設総務課) …3
- 告示第100号 市道路線の廃止..... (建設総務課) …3

公 告

- 公告第37号 横島関連面整備（塔川その8）舗装本復旧工事に
 係る条件付一般競争入札..... (契約課) …3
- 公告第38号 小倉関連面整備（蔭山その4）管渠建設工事に係
 る条件付一般競争入札..... (契約課) …5
- 公告第39号 宇治市公共下水道管路施設改築修繕工事（明星町
 その1）に係る条件付一般競争入札..... (契約課) …7
- 公告第40号 宇治市公共下水道管路施設改築修繕工事（明星町
 その2）に係る条件付一般競争入札..... (契約課) …10
- 公告第41号 琵琶ポンプ場電気設備更新工事に係る一般競争入
 札..... (契約課) …12

規則

宇治市介護保険規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。
令和3年7月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第23号

宇治市介護保険規則の一部を改正する規則

宇治市介護保険規則（平成12年宇治市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「場合は、記入」を「場合及びショートステイを利用している場合は、記入」に、「生活保護受給者又は」を「①生活保護受給者又は②」に、

□	市町村民税非課税世帯であつて、 課税年金収入額、合計所得金額及び【障害年金・遺族年金※】収入額の合計額が年額800,000円以下です。（受給している年金に○印を付してください。） ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金を含みます。以下同じ。
□	市町村民税非課税世帯であつて、 課税年金収入額、合計所得金額及び【障害年金・遺族年金】収入額の合計額が年額800,000円を超えます。（受給している年金に○印を付してください。）

□	③市町村民税非課税世帯であつて、 課税年金収入額、【障害年金・遺族年金*】の収入額及びその他の合計所得金額の合計額が年額800,000円以下です。（【 】内の受給している年金に○印を付してください。以下同じ。） *寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金を含みます。以下同じ。
□	④市町村民税非課税世帯であつて、 課税年金収入額、【障害年金・遺族年金*】の収入額及びその他の合計所得金額の合計額が年額800,000円超1,200,000円以下です。
□	⑤市町村民税非課税世帯であつて、 課税年金収入額、【障害年金・遺族年金*】の収入額及びその他の合計所得金額の合計額が年額1,200,000円超です。

、「10,000,000円（夫婦の場合は、20,000,000円）」を「②の方は10,000,000円（夫婦の場合は、20,000,000円）、③の方は6,500,000円（夫婦の場合は、16,500,000円）、④の方は5,500,000円（夫婦の場合は、15,500,000円）、⑤の方は5,000,000円（夫婦の場合は、15,000,000円）」に、「預貯金、有価証券等に係る通帳等の写しは別添のとおり」を「第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合は、③～⑤の方は10,000,000円（夫婦の場合は、20,000,000円）以下です。」に、「最大」を「その額の最大」に改める。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年8月20日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第24号

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年宇治市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

- (2) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、本市からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を本市に届け出なければならない。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

告示

宇治市告示第97号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和3年8月20日から14日間

令和3年8月20日

宇治市長 松村 淳子

路 線 名	起 終 点	重要な経過地
宇治400号線	宇治池森45番地の10 宇治池森32番地の9	
小倉町225号線	小倉町西山67番地の5 小倉町西山69番地の54	
羽拍子町30号線	羽拍子町28番地の8 羽拍子町28番地の3	
伊勢田町223号線	伊勢田町ウトロ62番地の1 伊勢田町南山21番地の4	

宇治市告示第98号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧

に供します。

縦覧期間 令和3年8月20日から14日間
令和3年8月20日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
宇治40 0号線	宇治池森45番地の10 宇治池森32番地の9	6.0 ~12.0	76.6	
小倉町2 25号線	小倉町西山67番地の5 小倉町西山69番地の54	6.0 ~12.0	113.6	
羽拍子町 30号線	羽拍子町28番地の8 羽拍子町28番地の3	6.0	28.3	

宇治市告示第99号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和3年8月20日から14日間
令和3年8月20日

宇治市長 松村 淳子

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
宇治400 号線	宇治池森45番地の10 宇治池森32番地の9	令和3年8月20日
小倉町22 5号線	小倉町西山67番地の5 小倉町西山69番地の54	令和3年8月20日
羽拍子町3 0号線	羽拍子町28番地の8 羽拍子町28番地の3	令和3年8月20日

宇治市告示第100号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和3年8月20日から14日間
令和3年8月20日

宇治市長 松村 淳子

路 線 名	起 終 点	重 要 な 経 過 地	備 考
宇治140 号線	宇治池森45番地の14先 宇治池森45番地の2		一部廃止
伊勢田町2 17号線	伊勢田町ウトロ51番地 伊勢田町南山10番地の1		全部廃止



宇治市公告第37号

横島関連面整備（塔川その8）舗装本復旧工事に係る条件付一般競争入札について

横島関連面整備（塔川その8）舗装本復旧工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和3年7月30日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 横島関連面整備（塔川その8）舗装本復旧工事
- (2) 工事場所 宇治市宇治塔川地内
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

<昼夜間工事>

AS舗装工	t = 25cm	A = 22.1㎡
切削打換え工	t = 5cm	A = 923.3㎡

<夜間工事>

石張工	t = 11cm	A = 536.6㎡
石張工	t = 6cm	A = 15.4㎡
区画線L	一式	
付帯工	一式	

- (4) 工 種 舗装工事
- (5) 工事期間 契約日から令和4年3月18日まで 191日間
- (6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を舗装工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における舗装の総合評定値（P）が700点以上であること。
なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
 - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 - ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書

(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和3年7月30日 午前9時から

令和3年8月5日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和3年7月30日 午前9時から

令和3年8月5日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和3年8月17日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和3年7月30日 午前9時から

令和3年9月1日 午後2時まで

6 設計図書に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和3年7月30日 午前9時から

令和3年8月18日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和3年8月24日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和3年8月31日 午前9時から午後6時まで

令和3年9月1日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和3年9月2日 午前9時20分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本

公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

1.1 予定価格

本件の予定価格は、96,915,500円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)である。

1.2 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。

なお、調査基準価格は、78,410,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)である。

1.3 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

1.4 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

1.5 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

1.6 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

1.7 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

1.8 閲覧

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程(平成4年宇治市水道事業管理規程第14号)、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び低入札価格調査制度に関する要領は閲覧することができる。

1.9 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など(電子入札実施用)、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び低入札価格調査制度に関する要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第38号

小倉関連面整備(蔭山その4)管渠建設工事に係る条件付一般競争入札について

小倉関連面整備(蔭山その4)管渠建設工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

令和3年7月30日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工事名 小倉関連面整備(蔭山その4)管渠建設工事

(2) 工事場所 宇治市宇治蔭山地内

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

<夜間工事>

工事延長 L=483.7m

推進工 L=162.2m

SPφ450 L=25.0m

HPφ250 L=137.2m

開削工 VUφ200 L=321.5m

人孔工 N=16箇所

立坑工 一式

薬液注入工 一式

付帯工 一式

(4) 工種 土木一式工事

(5) 工事期間 契約日から令和4年3月18日まで 191日間

(6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。